

ナリスビジネスを おすすめするにあたって大切なこと

ナリスをビジネスとして取り組むにあたって、一緒に取り組んでくれる
ビジネスパートナーを見つけることが重要です。お客様として接していた方が
ナリスビジネスに興味をもたれたらNBA登録をおすすめしましょう。

1 ナリスビジネスについて よく理解していただき、 納得していただいてから、 登録をすすめましょう。

どんな仕事なのかきちんと説明し、
納得していただきましょう。

2 特定商取引に関する法律を 守って勧誘しましょう。

特定商取引に関する法律とは、訪問販売などで販売や勧誘する際のトラブルを未然に防ぐための法律です。勧誘する際は法律を守って勧誘しましょう。

以下のような勧誘は絶対にしないでください。

- ×「NBAになれば絶対儲かります」
- ×「もし売れなくても、販売してくれる人を増やせば、必ず儲かります」
- ×「NBAになるには〇〇円の商品を仕入れなければいけません」
- ×「商売ですから、最低〇〇円の商品を用意しておく必要があります」

3 ナリス ビューティアドバイザー登録台帳を記入していただきましょう。

詳しくはP5を確認してください。

4 JDSA認定教育登録証の交付を受けていただきましょう。

詳しくはP6を確認してください。

5 注文方法、請求締め日、支払日を明確におきましょう。

ビジネスとして取り組むためにも支払い等に関するルールを決め、情報を共有しておきましょう。
製品の仕入れや返品等が発生した場合、売上伝票を発行して、発注金額などを明確におきましょう。



K342
お買上げ伝票19
(3枚綴)
¥330(税込)
¥300(税抜)



K343
売上伝票
(2枚綴×100組)
¥275(税込)
¥250(税抜)



K344
売上伝票
(3枚綴×50組)
¥220(税込)
¥200(税抜)



K345
請求書19
(2枚綴×100組)
¥275(税込)
¥250(税抜)

NBA(取引先)として登録された後

登録をおすすめした側は「供給元」、パートナーとしてご登録いただいた方は「取引先」という関係になります。供給元は取引先に対して以下の責任があります。

1 取引先への情報伝達を徹底しましょう。

売上の有無にかかわらず取引先全員に対して、販売活動に必要な以下の情報を伝達する必要があります。



- 月々の販売企画、新製品、重点製品、販促品などの情報
- ミーティング、各種研修講座の案内
- その他、会社または供給元販売組織からの伝達事項

2 物流と回収におけるチェックを行いましょう。

どんなに取引先との人間関係が深くても、ビジネスとしての基本ルールは確実に実行してください。

- 納品時は必ず売上伝票と一緒にお渡しし、その場で現品とチェックしてください。
- 未出荷、改廃品が生じた場合は、その理由や代替品の有無、納品予定日などを説明しましょう。
- 代金の請求にあたっては、請求締め日、請求日、支払日をあらかじめ決めておき、その日程にしたがって、請求書を発行し、支払日に集金するようにしましょう。
- 伝票には日付、相手先氏名、発行者氏名を必ず明記しましょう。

3 奨励金や各種報奨金の支払いを正しく行いましょう。

利益制度によって発生する奨励金や各種報奨金は速やかに現金で支払い、商品代金などとの相殺は絶対にしないでください。

4 解約の申し出があった場合は速やかに対応しましょう。

取引先NBAから登録の解約の申し出を受けた場合は、供給元販売組織を通じて、担当社員まで登録解除の連絡をしてください。また製品の返品を速やかに受け付けてください。

※返品は未使用品に限ります。解約の申し出があった場合は、供給元販売所、またはグループリーダー(GL)に報告し対応してください。

5 チラシ・看板の制作など広告、宣伝は法律に基づいて行いましょう。

それぞれにおいて広告、宣伝を行う場合、表現内容には著作権、業機法、景品表示法に抵触しないように注意しなければなりません。

※必ず事前に担当社員を通じ、会社に申請してチェックを受けてください。

※「ナリス化粧品」を標榜する場合やロゴマークを使用する場合は、会社の許諾が必要です。必ず事前に担当社員を通じて会社の承諾を取ってください。

※屋外看板の場合、建築基準法、屋外広告物条例なども関係します。土地の所有者、または地方公共団体にご確認ください。

6 ホームページの開設、インターネットを利用した販売についてのルールを守りましょう。

インターネット上で製品の販売を行うことを目的としたホームページなどの開設は禁止します。またインターネットなどを利用した通信販売、オークション販売は禁止します。取引先NBAにもさせてはなりません。

7 製品の販売は日本国内に限ります。

海外に持ち出して販売したり、海外在住の方への販売は取引先NBAにもさせてはなりません。